

平成21年度 第4回むつ市行政改革審議会会議録

【開催日時】平成22年1月29日（金） 午後1時から午後2時50分まで

【開催場所】むつ市役所本庁舎第1会議室

【出席者】・審議会委員 14名

・事務局 4名（新谷総務部長、花山行政経営課長、石澤主幹、吉田主任主査）

【欠席者】 審議会委員 1名

【傍聴者】 なし

【次第】

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議 事
 - (1) 審議 第5次行政改革大綱案について
 - (2) (仮称) 行政改革推進委員会について
 - (3) 今後のスケジュールについて
 - (4) その他
4. 閉 会

1. 開 会

2. 会長あいさつ

会 長 皆さんこんにちは。当審議会もこれで4回目になります。どうぞ忌憚のないご意見をお願いいたします。

事務局 それでは、会長に議事の進行をお願いします。

3. 議 事

(1) 審議 第5次行政改革大綱案について

会 長 さっそく議事に入ります。議事は4つありますが、1番大きいのはやはり第5次行政改革大綱案の審議です。

大綱案の審議としては、まず、前回までの審議会の意見を反映させた大綱案（修正2）の確認と検討です。大綱案の最初から、本当にこれでいいのかどうかを確認していただきたいと思います。その流れの中で、自治基本条例の制定要否の検討について議論したいと思います。

そして、大綱案に意見を付す必要があるのかどうか、あるとすればどのような内容かを検討していただき、大綱案全体について皆さんの了解を得たいと思います。

第5次行政改革大綱案（修正2）について

第1 基本的考え方

1. 行政改革の目的と重点項目

【(1) 地方行政を取り巻く現状】

委員 上から2行目の「生産年齢人口」を「15歳から64歳」に変更できませんか。

会長 括弧書きにして、「生産年齢人口」の後に注釈として入れたらどうでしょう。

委員 この言葉はこれで社会的に通用しているので、このままで良いと思います。

会長 委員の皆さん、このままということではいかがでしょう。

委員 はい、いいです。

【(2) 行政改革の目的】

委員 下から3行目の「公共サービス」という言葉が漠然としているので、具体的にどのようなサービスがあるか挙げる必要はないでしょうか。

委員 あまりにも多岐にわたるので、1つずつ挙げるのは大変です。そのままで良いのではないのでしょうか。

会長 変更なしでよろしいですか。

委員 はい。

会長 その他、ありませんか。「第1 基本的考え方」は「第2 行政改革の推進事項」を方向づけることになるので、非常に重要なところです。

皆さんこれでよろしいですか。

委員 はい、いいです。

第2 行政改革の推進事項

1. まちづくり理念の検討

(1) 市政への市民参画の推進

【①自治基本条例や市民協働条例の制定要否の検討】

会長 前回、委員の皆さん全員からご意見を伺いました。それによると3分の2近くの委員が素案どおりでいいんじゃないかというご意見でした。また、3分の1の委員がもう1歩踏



み出した方がいいんじゃないかというご意見でした。

改めてどうするのかという議論をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員 この大綱の取組期間は5年間ですが、その間にまたこのような議論をする場はあるのでしょうか。

会長 大綱案が策定されれば大綱になるので、今後は大綱に沿って実行されることとなります。

委員 それでは、大綱に修正がある時はどうなるのでしょうか。

事務局 大綱が策定されると大綱の修正はできなくなります。今後は、大綱に沿った実施計画を策定して、個々の取組事項は実施計画に基づいて進めることとなります。自治基本条例や市民協働条例の制定要否もそこで検討されることとなります。

委員 そこで自治基本条例を検討するとなった時は、5年間かけて検討することになるのでしょうか。

事務局 実際に制定するとなるとかなり長い時間がかかると思います。制定するとなった場合には、制定方法まで含めて検討するのかということもあります。

委員 前回の審議会で市民第一主義の徹底という話をしていましたが、それであれば自治基本条例の制定は簡単なことではないですか。機が熟していないとか時期尚早ということはないはずですか。

委員 制定にはまだ機が熟していないとしたのは、なるべくなら条例はない方が良いでしょう。条例に縛られて暮らすより、自由の方が良いでしょう。しかしそれが進み過ぎたために様々な条例を作らなくてはならなくなっています。条例は無いよりはあった方が良いでしょうというものではないはずですか。ですから、条例の制定には時間をかけた方が良いでしょう。

委員 地方分権が進み、我々がどれだけの能力を持っているのかが試されていると思います。条例がなければ自由でいいのかもしれませんが、それで市民社会が円滑に動いていく訳でもないでしょう。これまでの行政が、果たして民意を本当に汲み上げてきたのかということ少しは考えないといけない。

委員 この自治基本条例は地方分権ありきから提案した項目ではないですね。

事務局 はい、そうです。この条例を1番最初に作ったのはニセコ町です。これは、自分達のまちづくりの憲法として、市民も議会も行政もお互いに守って、良いまちにしていこうという意味で制定されました。この条例は、魂が入らないと形骸化してしまいます。そういう意味で、これに踏む込む前に「住民協働・参画計画」を作りましょうということをおの大

綱でも謳っています。住民協働で一緒にやっていくんだという意識を醸成してからでも遅くないのではないかと思います。ですから、この大綱でも要否の検討からということにしています。

委員 自治基本条例という項目を載せたこと自体が1つの前進だと思います。制定するかどうかはこの審議会ではなくて、今後検討委員会等を設けて、その場で検討することになると思いますので、ここでは検討組織をどうするのかということ載せてはどうでしょうか。

委員 第2回目の審議会でもお話ししたかと思いますが、条例を制定することによって市民にも義務や規制が生じることになります。市民も行政のサービスだけに頼るのではなくて、自分達でできることは自分達でやらなければならないということで、むつ市民としての民度が問われています。

第2回目の審議会で言ったのは、むつ市はいつの間にこんなにゴミだらけの街になってしまったのか、自分さえ良ければいいという風になってしまったのかという事です。

もう1つ付け加えるならば、自分がずっと子供達の姿を見てきて感じるのは、スタンダードをどこに置くのが難しくなってきたということです。

一方は、他者に対して非常に批判的で自分の意見を通そうとする親、もう一方は、何事にも無関心な親ということで、二極化してしまっているということです。そういう大人が子供達にも影を落としています。

そのような事も含めて、私達はむつ市民として、もっと人を大事にしながら、町内を大事にしながら、ボランティアの精神を優先させながら意識を醸成して行って、初めて自治基本条例が機能してくるんじゃないでしょうか。よって自治基本条例の制定要否の検討で充分なのではないかということです。

委員 現状を作り出したのは、先輩達であり私達なのですから、次の世代にツケを残すべきではないと思います。

制定要否の検討ということで良いのかもかもしれませんが、じゃあいつまでに検討し、結論を出すのかという時期の目安について載せていただけないかと思います。

委員 市民のやる気が出るのを待っていたら時間がかかるし、やる気が起きないこともあり得ます。逆転の発想で、やってみませんかとこちらからアクションを起こして、賛同者を集めた方が良いと思います。

委員 自分は間違っこの場に参加してしまったのかなと感じています。自分の孫達の世代が、仕事もあるし、楽しい事もあるし、ここに住んで良かったと感じられるようなまちづくりのために具体的な案を出して検討するのだと思っていました。また、市民の目から見た行政のムダについても意見を述べて集約していくのだと思っていました。そうでなければ、参加しなかったです。このまま文言の修正に時間を費やして、具体的な話をしないまま終わってしまうのでは、私にとってはこの会議は意味がないと感じています。

委員 私も同感です。私も市の教育や財政、産業について議論すると思って参加したら、実際は大綱素案の審議ということで、文書の作成でした。

事務局 今おっしゃったのは行革の話ではなくて、長期総合計画の話になります。長期総合計画は10年スパンで、まちづくりに関するあらゆる分野の施策を取りまとめています。今の議論は都市計画審議会や総合開発審議会です。ここは行革審議会ですから、どのような行政体を作っていくか、包括的に見た時に、まちづくりの理念はどうすればいいかということをお話し合ってもらおうことになります。

委員 大綱ですから細部まで載せないというのは当然です。国や県の大綱も皆そうなっていると思います。大綱は5年後のむつ市がどこに向かっていくかという指針です。細かい枝葉はこれから付けていけばいいのです。私は、この大綱はこれで充分だと思います。

会長 今、委員がおっしゃったようにこの大綱は指針です。では、何の指針かという、都市計画のようなまちづくりのために何をやるのかという指針ではないのです。市民がまちづくりにどのように参加していくかという具体的な仕組みをつくるための指針です。

委員 私から提案ですが、町内で出たいろいろな意見が行政にはなかなか反映されていないと思います。それは仕組みが間違っているからです。

むつ市には105町内会があり、町内会長さんのほとんどが行政連絡員にもなっていますが、その人達が一堂に集まった場で話を聞いても、意見はなかなか出ないと思います。

私は青森市に住んでいましたが、青森市には連合町会があり、その下に10町会位ずつ地域別に地区連合町会があります。単一の町会で出たいろいろな意見は地区連合町会へ集約されます。そして、地区連合町会の会長達が10人位で行政と話し合いをすることで、各町会の意見が行政に届くような仕組みが出来ています。ところが、むつ市の現在の町内会では行政まで意見が届きません。それは町内会が閉鎖的だからです。単一の町内会で、隣の町内会との付き合いがないのです。例えば、地区連合町内会があれば、道路の補修などで、行政の予算が限られている場合に、話し合っ優先順位をつけることができますし、皆も納得することができます。

ですから、行政側にはぜひ連合町内会設立のための体制づくりに具体的に関わって欲しいと思います。そうすれば市民の声も行政に届きやすくなるし、行政がやった事ももっと市民に伝わるようになると思います。

このような提案もこの審議会に関わるのでしょうか。

会長 今、委員が話されたような不満が大綱案にきちんと反映されているのかという事は、この審議会での重要なポイントになると思います。

事務局 ちょっと説明させていただきます。町内会組織は任意組織になります。合併しましたのでむつ市全体で159の町内会がありますが、その町内会長さん達との話し合いもしています。

青森市などでは連合町会を作っていて、さらにブロックごとに地区連合町会を作って意見を集約しているようですが、そのような例は全国的にもあります。自分達で話し合っ優先順位を決めれば、納得もしやすいという事で非常に望ましいかたちだと思います。しかし、むつ市の場合はまだそこまで行っていません。むつ市の中にも8つとか10位の町内会で連合町内会を作っているところもあるようです。これが、全体に広がれば望ましいとは思いますが、そこまで行くには相当な時間がかかることが考えられます。そこでむつ市では行政連絡員制度を作って運営しています。行政連絡員には行政と町内会との橋渡し役として、地域の苦情、要望を吸い上げる役割を担っていただいています。

町内会は任意組織ですので、市が積極的に運営に関わるというよりは、自分達でやっていく事が大事なのではないかと思います。というのは、行政連絡員の85パーセントから90パーセントの方が町内会長と兼務していますので、連合組織を作る事に関して、話し合いを持とうと思えば出来るわけです。

委員 やろうと思わないからここまで来たんです。

事務局 皆さんがやろうと思えば出来る状態がずっと続いてきている訳ですから、それをこちらから強く誘導する事は出来ないと考えます。

委員 こういう任意の組織ではなくて、市民が行政に意見を伝えるきちんとした制度が必要だと思います。それが自治基本条例の制定の意味なんじゃないでしょうか。そう思って私はこの条例の制定に賛成しています。ただ、これをやろうと言っても、すぐに出来るものではありません。条例ですから、市民の皆さんにこれはこういうものだという事を浸透させる作業が必要だと思います。そのためには、2、3年はかかると思います。この大綱の取組期間は5年間ですが、その間にこの条例をやるんだという準備運動をしなければなりません。

会長 前回の審議会で意見を伺った時は、今はまだ意識の醸成や機運の盛り上がりを待つ時だというご意見が多かったです。しかし、待っていてもしょうがないというご意見もあります。

委員 待っていてもこちらからアクションを起こさない限りは、この条例を作る作らないという話以前で終わってしまうと思います。

委員 それはやってみなきゃ分かりません。

委員 条例の制定については、この場でもこれだけの賛否両論があるわけです。今どうしても条例制定に関する方向づけをしなくてもいいのではないのでしょうか。委員の中でもこれだけ意見が分かれている事を踏まえて、制定要否の検討に留めておくべきではないでしょうか。

- 委員 それは条例が必要ないということでしょう。
- 委員 必要ないとは言っていません。委員の中だけでもこれだけ意見が分かれているものを、決めてしまうことはできないということです。
- 委員 自治基本条例というのは、市民の意志も議会や行政と対等に渡り合える強い力を持った条例なんだということを説明するのに2、3年はかかると思います。今までのやり方では市民の意志を押さえられなくなっているから、例えば、青森市では百人委員会なるものを作って、市民の意見を直接聞いています。議会制民主主義だけじゃやっていけない、直接民主主義の時代がもうやってきているのです。
- 委員 我々は大綱案の審議をしているのですから、自分の意見をただ話すだけではなくて、自分の意見を大綱案にどう反映させるのかという事を話していただきたいと思います。
- 会長 自治基本条例の制定に関して、意見が拮抗しているということであれば、この案どおりで良いのかなと思いますがいかがでしょうか。
- 委員 必要ならば採決してもいいんじゃないですか。
- 事務局 この場で制定すると決めることはできません。大綱には「制定要否の検討」から「要否」を取って「制定の検討」とまでしか載せられません。条例ですから制定するかどうかを決めるのは議会です。
- これだけの人数で要否を議論しても侃々諤々かんかんがくがく様々な議論があるのですから、議会や市民の間でも当然意見が分かれることと思います。この場だけで決めてしまうのは、どうしても無理があると思います。
- ですから、もっと広範に意見を聴いていくということも、次の段階で必要ではないでしょうか。
- 委員 我々は要否の検討を諮問されているのではないですか。
- 委員 違います。自治基本条例の制定要否の検討を大綱に盛り込むかどうかを諮問されているのです。
- 会長 今、議論しているのは、この案のままの表現でよろしいかということです。それとも、もう少し踏み込んだ、違う表現の可能性があるのかということです。
- 事務局 これは、いつまでにどのような組織で検討するのかという事が入っていないために、5年間も放っておかれるのかという疑問を持たれてしまうのだと思います。その辺のところを文章に肉付けしたらどうでしょうか。

委員 私は要否の検討ということが大切だと思います。自治基本条例制定第1号のニセコ町はどのような状況で制定することになったのでしょうか。

事務局 ニセコ町の町長だった方は、もともと町の職員でした。予算書の説明など、情報公開を徹底した方です。行政だけに頼るのではなくて、町民、行政、議会がそれぞれの役割を果たし、自分達で出来ることは自分達でやることで、小さな政府が実現できる。そうすれば、行政費用がかからなくなるということを諄々^{じゆんじゆん}と説明しながら、自治基本条例を作り上げていったということです。国から言われて作ったのではなくて、独自に条例を制定しました。

やはり、条例を制定するには努力が必要なんだと思います。条例を作るだけでなく、それをみんなで守ろうという意識が働かないと形骸化してしまうのではないのでしょうか。

委員 ゴミのポイ捨て、犬のフン公害、町内会では特定の人以外は活動しない、このような状態が続くようであれば、条例を作って、みんながその条例を理解できるようにしたらどうでしょうか。

ところで、この条例は罰則規定はないんですね。

事務局 そうですね。

委員 でも必要ではないですか。

事務局 そのようなことを次の段階で検討していただきたという趣旨です。市民会議等を設けて、様々な手法を駆使しながら検討していただきたいということで、大綱に盛り込んでいます。

委員 この大綱案の文章は非常に分かりにくいです。どうともとれるような表現になっています。例えば、「市民参加のもとに検討委員会を設け必要か否かを検討します。」と書けば分かりやすのではないのでしょうか。

会長 先程事務局がおっしゃっていた文章に肉付けするというのはそういうことだと思います。皆さんの考えは、検討するにしても、役所内だけでやるんじゃないで、市民も交えてやれとか、検討の期間もだらだらやるなという事だと思いますが、その辺の検討方法を肉付けしたらどうかということです。何かお考えはありませんか。

委員 1つ提案します。制定の時期は別として、制定そのものには前向きな意見が多かったので、「自治基本条例等の導入を標榜し制定の要否を速やかに検討します。」としてはいかがでしょうか。

事務局 これだと制定に向けて検討しなさいということになり、断定的すぎるかなと思います。

委員 私は条件を付したらどうかと思います。先行自治体の視察や、市民との対話集会を企画

するという条件を付したらどうでしょう。

事務局 それは全て検討に含まれると思います。

委員 検討をしましょうと書いているんですから、検討の中にはあらゆる要素が含まれていると考えられます。

事務局 文言の修正を提案します。「当市での制定が必要か否かを検討します。」とすると、5年かけて制定の要否を検討すると受け取られかねないので、「市民参画の組織をもって、当市での制定の要否から検討します。」としてはどうでしょう。

委員 いいですね。わかりやすいです。

委員 市民参画も入っていますしね。

会長 皆さんよろしいですか。

委員 はい。



(3) 地域協働の取組の推進

【①市民協働組織の設立や協働事業実施への補助】

委員 5行目の基金について質問します。この基金には、宝くじの基金は充てられないのですか。

事務局 宝くじの基金については、既に各自治体で使っています。

委員 補助制度ということは、少額融資ということですか。

事務局 いいえ。融資ではなくてあくまでも補助金を考えています。

委員 少額ですか。

事務局 基金の額にもよりますが、基金の果実を使いながら、ある程度寄附を募ってということになりますと、少額になると思います。

2. 行政運営体制の検討

【(1) 広報広聴機能の強化】

委員 (1)で挙げられているのは、全てソフト事業だと思いますが、ハードの整備はないの

でしょうか。

会 長 ハードと言いますと、情報のインフラ整備のことですか。

委 員 はい。

事務局 一般世帯については、デジタルの難視聴地域やブロードバンドが未整備の地域について、来年度解消される予定です。むつ市内全域がブロードバンドの環境下におかれます。

また、むつ市、風間浦村、佐井村、横浜町は光ケーブルを結んでe-下北ネットを構築し、それぞれの市町村のホームページが見られるようになっていきます。各庁舎には、それが見られる端末も設置してあります。

(2) 政策形成機能及び経営管理機能の強化

【②行政評価制度の拡充】

委 員 ここのところは、法定受託事務と自治事務に分かれるという話を聞いたことがあります。それぞれの意味について教えて下さい。

事務局 地方自治法が改正されて、以前は団体委任事務とか機関委任事務とされていたのが、現在は法定受託事務か自治事務になっています。

法定受託事務は、国や県がやらなければならない事務を代わりに市にやって下さいということ。自治事務は、市独自に企画して行っている事務ということになります。

むつ市では、行政評価について、20年度の試行を経て21年度から本格実施しています。行政評価では、自治事務を対象にして、市独自でお金をかけて実施している事業について評価してもらうこととしています。

全体を通して

会 長 大綱案全体を通して皆さん何かございませんか。ご意見やご質問、また付帯意見について挙げていただいても構いません。

委 員 前回の審議会で、会長が各委員に発言を求めた時に、語句の修正ばかりでピンとこない、もっと大事なことがあるんじゃないかという意見がありました。その辺をざっくりばらんに聞いてみたらどうでしょうか。

会 長 ありがとうございます。審議会についてメールをいただいた委員もいらっしゃいましたが、何かございませんか。

委 員 私は、先程事務局に長期総合計画の審議会と行政改革審議会の違いを説明していただいて納得できたので、特に意見はありません。

会 長 他にありませんか。

委 員 人材育成と関係あるかどうかわかりませんが、専門職や技術職の採用はしているんでしょうか。

事務局 以前と違ってある程度職種を分けて募集しています。しかし、土木、建築、電気、機械、設備などは募集をしてもなかなか集まらない状況です。やむを得ないので、一般行政職の職員に、専門知識を深めさせるということをしています。そうすると、どうしても現場部門が長くなりがちで、異動させづらいということがあります。

ですから、なるべく技術職の募集をして、採用を心掛けていきたいとは思っています。

委 員 下北は1次産業をこれから盛り上げていかないとなりませんから、それに関わる人材の確保が必要だと思います。また、せっかく身につけた知識がムダにならないように、そのような職員はなるべく異動をさせない方がいいと思います。

事務局 その辺は人事管理上の問題もあって難しいです。やはり職員にはオール分野について能力を身に付けてもらう必要があります。歳をとって部下を管理するようになった時に、一部しか分からない職員では務まらないです。ただ、職員数が減ってくると異動させづらくなってきますので、そこは痛し痒しといったところです。

委 員 新幹線の開通を控え、県民局では観光客の受け入れについていろいろ検討しているようですが、県民局では職員が2, 3年で転勤してしまいます。ですから、むつ市では観光課の職員が真剣にじっくり腰を据えて取り組まないといけません。せっかく物が分かった頃に異動させてしまわないようにして欲しいです。

会 長 大綱案では、人材育成に力点を置いています。それ以外にも職員の専門性を睨んだ採用や長期的視点に立った人事異動が必要ではないかという提案でした。その辺のところを大綱案で触れてはどうですか。

事務局 財政事情もありますので、採用を増やしていきますとはなかなか言えません。

会 長 採用を増やすということだけでなく、採用するならばこのような点に留意して欲しいということだと思いますが。

事務局 その点は既に実施しています。

委 員 分かりました。

委 員 先程自治基本条例の罰則の話をした時に、気になったのですが条例に罰則規定は設けら

れないのでしょうか。

事務局 条例に罰則規定を設けることは可能です。また、条例で過料として定めることも可能です。ただ、法律に基づいて罰せられる事が多いので、敢えて条例に罰則規定を設けない事がほとんどだと思います。

会長 他に追加の検討事項はありませんか。

委員 はい。

会長 付帯意見もなしでよろしいですか。

委員 はい。

(2) (仮称) 行政改革推進委員会について

会長 第1回の行政改革審議会でも事務局からお話がありましたけれども、行革審議会委員の皆さんは、答申したらそれで終わりではなくて、来年度以降は、行政改革推進委員として、実施計画案の審議や進捗状況管理をして欲しいということでした。

また、自治基本条例につきましても、来年度以降検討することになりますが、この行革審議会委員の皆さんが中心になって検討することになるかもしれないとのことでした。

事務局から補足があればお願いします。

事務局 第1回目の審議会で配布した資料8をご覧ください。行政改革推進委員会は諮問答申機関ではありません。市では行政改革推進本部が主体となって計画を立てたり、実績を出したりしますが、それに対して意見をもらうというスキームです。

行革審議会委員は答申の後で解職されますが、4月以降に、行革推進委員としてお願いできないかという依頼文を出させていただいて、承諾を得られれば、資料では行革推進委員は公募によるとしてはいますが、公募によらず皆さんにお願いしたいと考えています。

4月以降に依頼の手紙を出しますので、その際にお返事下さい。

委員 来年度行革推進委員会で質問したいことがある時は、担当者呼んで聞くことが出来るんですか。たとえば、行政改革ということで第3セクターの公社とかの担当者呼んで財政状況を聞いたり出来るんですか。

事務局 それは大綱の検討項目ではありません。大綱に基づいて実施計画が作られますので、大綱とかけ離れた質問は困ります。

委員 常識的な範囲で大綱の関連質問をした場合はどうでしょう。

事務局 それは大丈夫です。

委員 行革推進委員会は推進とチェックの同時進行なのでしょうか。

事務局 庁内の行政改革推進本部でいつ、何をやるのかという実施計画の素案を立てて、それを推進委員会に諮るのが7月か8月頃になります。諮るといっても諮問機関ではありませんので、そこでは推進委員会から意見をいただくことになります。そのやりとりの後で、こちらで実施計画を策定することになります。

それを半年ごとまたは1年ごとに実績をチェックしながら、ここはもっとこうした方がいいんじゃないか等の意見を出していただいて、進捗状況を管理していく委員会になるかと思います。

委員 そこは委員として、進捗状況のチェックは四半期ごとの方がいいんじゃないかという意見を出していくことは可能なんですね。

事務局 はい。

会長 私個人としては、皆さんにこうしてまちづくりのための大綱案を作っていただいたので、自ら率先して市民協働・参画を進めていっていただくためにも推進委員会のメンバーになっていただきたいと思います。私は青森市民ですけど、皆さんにはむつ市民として模範を示していただきたいと思います。

(3) 今後のスケジュールについて

会長 行政改革大綱案につきましては、一応今回でほぼまとまりました。若干の修正がありますので、もう1度審議会をやって最終的に見ていただきたいと思います。

次回は2月10日の午前中に開催したいと思います。

事務局 次回は、市長への答申案ということでお示して、最終的にご確認願いたいと思います。そして、その日の内に答申するというスケジュールにしたいと思います。

委員 答申は会長1人でよろしいですね。

事務局 せっかく委員の皆さんにお集まりいただくので、市長に審議会の場に来ていただいて、答申したいと考えています。

(4) その他

会長 その他なにかございませんか。なければ事務局にお返しします。皆さんご協力ありがとうございました。

4. 閉 会

事務局

これもちまして、本日の会議を終了させていただきます。
皆さん、どうもありがとうございました。